

# 指定管理者を募集

市では、平成22年度に指定期間が満了する施設について、指定管理者を募集します。対象施設については表のとおりです。

申込み／7月7日(水)～13日(火)の平日9時から17時までに必要な書類を提出してください

※詳細については、各施設によって条件が異なりますので、担当課にお問い合わせください

(木) 募集要項配布期間／6月15日(火)～7月1日

## 【指定管理者を募集する施設】

施設名	募集要項配布場所
<b>【上谷総合公園体育施設】</b> 野球場・多目的グラウンド・テニスコート・サッカー場	第2庁舎2階 スポーツ課 (内線72522)
<b>【吹上地域体育施設】</b> コスモスアリーナふきあげ(吹上勤労青少年ホーム含む) 吹上総合運動場 吹上富士見テニスコート 吹上富士見ゲートボール場 吹上荒川総合運動公園(多目的グラウンド・ソフトボール場・サッカー場・吹上パークゴルフ場)	
市民農園	本庁舎2階 農政課 (内線2452)
<b>【公園】</b> 上谷総合公園・せせらぎ公園・赤見台近隣公園・鴻巣公園・東町公園・ひばり野中央公園・糠田運動場・荒川パノラマ公園・富士見公園・新宿第1公園・石田堤史跡公園・川里中央公園・あかぎ公園(体育施設除く)	第2庁舎1階 都市計画課 (内線72436)



コスモスアリーナふきあげ

## 消費生活の豆知識「くらしの110番」

# 結んだ契約や購入した商品でも 解約・返品できる制度があります

### 【クリーニング・オフ】

自宅などに不意の訪問で勧誘されるなど、冷静に考える余裕もないままに契約をした場合は、一定の期間内であれば違約金などの請求を受けることなく契約を無条件に解除できます。

■クリーニング・オフが可能なケース  
訪問販売、キャッチセールス(店舗でも可)、アポイントメントセールス(店舗でも可)、点検商法、催眠商法、マルチ商法ほか

### ■クリーニング・オフの方法

ハガキ等を書いて通知します。書き方についてはお問い合わせください。

契約解除通知書 申込(契約日) ○○年○○月○○日 商品名 ○○○○○○ 商品価格 ○○○○円 販売会社名 ○○○○社 担当者名 ○○○○ 右記契約を解除します。 尚、支払った金○○○○円を返金して下さい。 商品に至急引き取り下さい。 ○○年○○月○○日 ○○県○○市○○町○○番地 消費者太郎
--

ハガキ等を書いて通知するだけでOK  
 ※ハガキの両面をコピーして、特定記録郵便もしくは簡易書留で送る  
 ※クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも同様の通知をする

### 【契約者が未成年の場合】

未成年者が法定代理人(親など)の同意を得ずに行った契約は取り消すことができます。ただし、取り消しできないケースもあるので、ご相談ください。

【事実でないことを告げられた又は故意に事実を告げられなかったことにより誤って契約したとき】  
 一定の期間であれば(事実を知った時から6か月、契約した時から5年まで)、契約を取り消すことができます。詳細についてはお問い合わせください。

なお、相談の際には契約書などをお持ちください。  
 問い合わせ／生活安全課生活交通担当(内線2475)

## 消費生活相談

- ★相談日  
 本庁＝毎週火・金曜日  
 吹上支所＝毎週水曜日
- ★時間  
 10:00～12:00  
 13:00～16:00
- ※予約の方優先
- 問 生活安全課生活交通担当(内線2475)